



議案第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年三月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議會議長 牧田禎

三朝町条例第

号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（廃棄物処理手数料）

第十条 法第六条第六項の規定により廃棄物の収集運搬及び処分に関し、占有者から徴収する手数料は、次のとおりとする。

一 し尿収集料金 十八リットルにつき 七十円以内

二 一般廃棄物のうち可燃性廃棄物

イ 普通世帯 一箇月当り 百円以内

ロ 事務所 三百円以内

ハ 寮 二十円以内

ハ 商工業者	二千円以内
ホ 旅館業者	一千円以内
ヘ 病院	六千円以内
ト アパート（二世帯当り）	五十円以内

2 前項第二号の規定にかかわらず、町長が指定した容器（以下「指定容器」とし、）で収集する地域にあつては、一容器当り十円以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第十條第一項第一号の規定は、昭和五十年四月十六日から適用する。